

日本学生支援機構（JASSO）

2025 年度海外留学支援制度（協定派遣）奨学金案内

情報コミュニケーション学部 学部間協定校派遣留学プログラム

1. 趣旨

本奨学金は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校が、諸外国の高等教育機関との学生交流に関する協定等に基づいて当該大学等に在籍する学生を派遣するプログラムを実施する場合、日本学生支援機構（以下 JASSO）がそのプログラムを支援する制度です。

2. 奨学金内容

月額	奨学金は、学業開始日を起点に、毎月以下の金額が支給されます（給付型・返還不要）。なお、地域に応じて以下の通り支給金額が異なります。 甲地区（ドイツ）：月額 11 万円 乙地区（香港、タイ、ベトナム）：月額 9 万円				
支給期間	留学先機関の正規課程において学業を修めている期間 ※派遣期間（派遣先大学でのプログラムに実際に参加している期間）が支給期間となります。 派遣先国に渡航してもプログラムに参加していない期間は派遣期間に含まれません。 派遣先大学で行われるオリエンテーション期間は派遣期間に含みます。				
支給方法	毎月、受給者からの在籍確認書の受領確認後、本学から受給者の口座へ振込みます。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 50%;">在籍確認書提出日</th><th style="width: 50%;">振込日</th></tr> <tr> <td>毎月 10 日まで</td><td>当該月末まで</td></tr> </table> ※例年 4 月分の奨学金は、JASSO から本学への振り込みが 4 月下旬頃となるため、5 月中旬頃支給予定です ※夏期・冬期休業期間中は、在籍確認書提出日が変更になる場合があります。 ※留学先大学の正規課程に在籍し学業を修めていることを確認できない場合は、当該月の奨学金を支給しません。	在籍確認書提出日	振込日	毎月 10 日まで	当該月末まで
在籍確認書提出日	振込日				
毎月 10 日まで	当該月末まで				

3. 申請資格

明治大学（以下、本学と言う。）の正規課程に在籍する学生（日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者）で、JASSO が指定する次の（１）～（６）全ての条件を満たす者。

（１）

本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、以下に定める方法で求められる、本学における前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること。**（2.30 未満の場合は申請できません）**

【成績評価係数算出方法】

下記の表により、成績評価を「成績評価ポイント」に換算し、計算式にあてはめて算出。（小数点第三位を四捨五入）

	成績 評 価				
5 段階評価	S	A	B	C	F/T
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

【計算式】

$$\frac{(S \text{ および } A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (F \text{ および } T \text{ の単位数} \times 0)}{\text{前年度に登録した総登録単位数}}$$
 を、

※前年度中に履修・取得した科目の成績を対象としますが、入学時からの累計の成績評価係数が 2.30 以上あれば、同等とみなせます。

- ・成績評価（S、A、B、C、F/T）がある科目は全て含めてください。評価が「認定」のものは含めません。
- ・科目数ではなく取得「単位数」で計算してください。

(2)	経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。
(3)	派遣先大学所在国への留学に必要な査証を確実に取得し得る者
(4)	留学期間終了後、本学へ戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者
(5)	プログラム参加にあたり、他団体等から奨学金・助成金、クラウドファンディング等による資金を受けるような場合、支給月額合計が本制度による奨学金月額を超えない者
(6)	外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。
注意点1	上記（５）奨学金等の併給に関する注意点 ・他団体等からの奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認して下さい。 ・JASSO が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金（貸与型）との併給は可能ですが、留学期間中の貸与を休止する場合は、休止手続（異動願の提出）が必要です。手続きの詳細は、各キャンパス奨学金係にお問い合わせ下さい。 ・JASSO が実施する国内の「給付奨学金」、「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」との併給不可。 ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給不可。 ・授業料助成は、学生本人に直接助成金を支給する場合には奨学金の併給に該当します。助成額を月額金額に換算した結果、本制度による奨学金月額を超えている場合は併給不可。 ・明治大学の別プログラムで本制度奨学金を受給中／予定している場合 学内の別プログラムの参加にあたり、本制度奨学金を受給する場合、派遣期間が重複していない場合は受給可能です。ただし、1 日でも日程が重複している場合は、後から派遣されるプログラムは受給対象外になります。 ・「明治大学外国留学奨励助成金」は本奨学金と併給可能です。詳細は明治大学のホームページでご確認ください。 <u>本奨学金支給後に、上記で併給不可と記載のある奨学金等との併給が判明した場合には、奨学金の返還を求めますので、十分注意して申請するようにしてください。</u>
注意点2	協定校より入学が許可されなかった場合は、JASSO による採用が決定している場合でも受給資格は無くなります。
4. 渡航支援金	
一定の家計基準を満たしている経済的に困窮した留学希望者については、必要書類の提出をもって「渡航支援金」の支給を受けることができます。また、一定の派遣期間がある場合にも、「渡航支援金」が支給されます。	
支給金額	①一定の家計基準を満たしている者 16 万円 ②一定の派遣期間（奨学金支給回数 6 回以上）を満たす者 1 万円 ※両方に該当する場合には①のみ支給対象となります。
支給方法	初回の奨学金とともに受給者本人の口座へ振り込みます。

ア. 家計基準

生計維持者の収入・所得金額の合計が次の金額である者

給与所得者の場合	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下

イ. 所得金額を確認すべき対象者及び提出すべき書類

生計維持者の収入・所得を証明する書類の提出が必要となります。

提出対象者	提出書類
父母双方	・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式 R ※窓口で配布）
父母のいずれか	・父または母の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式 R ※窓口で配布）
父母以外（※） 例：祖父母、兄	・父母以外（複数いる場合は主たる家計支持者 1 名）の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式 R ※窓口で配布）

※生計維持者が父母のいずれか、または父母以外のケースに該当する場合、事実関係が確認できる証明書類の提出が必要となります。

派遣学生が生計維持者の場合（派遣学生が結婚している場合）

提出対象者	提出書類
配偶者のみ ※配偶者に扶養されている場合	・配偶者の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式 R ※窓口で配布）
派遣学生および配偶者	・派遣学生及び配偶者の収入・所得を証明する書類 ・「生計維持者申告書」（様式 R ※窓口で配布）

※該当者は窓口で様式を受け取り、詳細を確認して下さい。

※事情によっては、事実関係が確認できる証明書類の提出が必要となります。

ウ. 収入・所得を証明する書類

所得を証明する書類
・市区町村役場発行の所得・課税（非課税）証明書（写し可）

※1 市区町村によって名称が異なります。

※2 2025 年度所得を証明する書類の発行が間に合わない場合は、2024 年度の所得を証明する書類でも可。

※3 「合計所得金額（無収入の場合、0 円と記載のあるもの）」が記載されている必要があります。

確認事項		
2025 年 1 月 1 日 時点で、国内に居 住している	給与所得者のみの場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「給与収入額」欄の合計が 300 万円以下であること。
	給与以外の所得を含む場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「合計所得金額」欄の合計が 200 万円以下であること。
	生活保護を受けている場合	生活保護決定（変更）通知書等のコピーを提出してください。
2025 年 1 月 1 日 時点で、海外に居 住している	海外で勤務している場合	（和訳された）生計維持者全員分の「2024 年 1～12 月までの 12 カ月分の収入証明書類（源泉徴収票や給与明細等の写し）」を提出。12 カ月分を準備出来ない場合は、2024 年 10 月から 12 カ月までの 3 カ月分をもとに、4 倍した金額を収入とみなします。
	無収入の場合	（和訳された）自治体等（第三者）から無収入であることを証明する書類を確認してください。

5. 奨学金受給者の義務

日本学生支援機構による審査後、奨学金受給者として採用が決定した方は、以下（１）～（３）を遵守して頂きますので、手続に遺漏がないようご注意ください。遵守できない場合、既に支給した奨学金がある場合は、その返還を求めるとともに、それ以降の支給を停止します。

(1)	在籍確認書の提出 毎月 10 日までに所定書式の在籍確認書をメールでお送りください。書式は受給が決定した方にメールでお送りします。 ・メール宛先：情報コミュニケーション学部事務室 infocom@mics.meiji.ac.jp ・在籍確認書に記載した提出日は、メール送信日以前でなくてはなりません。 ・締切日までに在籍確認書の提出がない場合は、奨学金支給を停止しますのでご注意ください。
(2)	留学前・留学後報告書（様式 H-1）、派遣先大学が発行する成績証明書の写しの提出 受給期間終了後 2 週間以内に、以下 2 点の書類を情報コミュニケーション学部事務室までご提出ください。 <u>※報告書の提出が遅れると奨学金の返還を求められる事があり、また次年度の奨学金支給枠が削減されるなど大きな影響が生じます。受給者として責任を持って報告書提出を完了してください。</u> ① 留学前・留学後報告書（様式 H-1） ※書式は受給が決定した方にメールでお送りいたします。 渡航前に留学前回答部分を記入し、プログラム終了後に留学後回答箇所を入力して、受給期間終了後 2 週間以内にメールで提出してください。 ② 派遣先大学発行の公式な英文の成績証明書の原本の写し（オンラインで確認できる成績表は不可） 英文の成績証明書がない場合は他の言語でも構いませんが、必ず受給者本人による和訳を添付してください。
(3)	JASSO から依頼されたアンケートの協力 JASSO より、留学終了後フォローアップ・進路状況調査等のアンケート依頼が予定されています。指定された期日までのご提出をお願いいたします。

6. 申請方法

下記に記載の申請書類を不備なく揃え、申請期日までに提出した者を選考の対象とします。

申請書類	(1) 日本学生支援機構留学生交流支援制度（協定派遣）申請書 (2) «上記【4. 渡航支援金】の①に申請する方のみ» 「ア. 家計基準」に該当することを確認するための書類
申請先	情報コミュニケーション学部事務室 ・持参する場合：和泉キャンパス または 駿河台キャンパスの学部事務室窓口へ提出 ・メール提出の場合：提出書類をデータにして infocom@mics.meiji.ac.jp 宛てに送信
申請期限	4 月 25 日（金）17 時 00 分まで

7. 学内選考方法・選考結果通知

経済的理由により支援が必要な学生を成績評価係数が高い順から候補者とし、情報コミュニケーション学部において決定します。

学内選考結果については、6 月末までに、可否に関わらず全申請者にメールにて通知します。

学内選考合格者は、本学から JASSO に推薦され、採用の最終決定は JASSO が行います。本学からの推薦は、JASSO による採用を保証するものではありませんのでご留意下さい。

8. お問い合わせ

情報コミュニケーション学部事務室（駿河台）

電話番号：03-3296-4262 メールアドレス：infocom@mics.meiji.ac.jp